

令和8年3月
愛荘町議会定例会
議案説明資料

令和8年3月9日

●議案第1号

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する理由

【1】 学校医の配置は学校保健安全法に規定されており、学校歯科医および学校薬剤師も併せて置くことが定められています。これらは、医師・歯科医師・薬剤師の中から町の教育委員会が任命・委嘱する仕組みです。児童生徒の健康保持・増進を目的に多くの先生方に委嘱をしてきましたが、町内医師の高齢化や全国的な医師不足、地域医療の偏在といった要因により、委嘱を引き受けていただける方が年々減少しています。

また、愛荘町の「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」に定める、学校医・幼稚園医・保育園医・学校薬剤師・幼稚園薬剤師の報酬額を県内6町で比較したところ、当町が最も低い水準であり、合併以来20年間にわたり報酬額が据え置かれている状況です。前述の三職種の職務内容に大きな差はありません。

こうした状況を踏まえ、近隣市町や湖東圏域の報酬水準を参考に、年額報酬の改定を行うものです。年額の基本額を70,000円に引き上げ、さらに医師・歯科医については、感染症対応や救急相談など年間を通じて相談件数が多いことを考慮して、別途10,000円を加算するものです。

【2】 令和7年4月1日より、監査委員の識見に対する報酬について、資格の有無による報酬額の定めを廃止したが、備考欄の資格に関する文言を削除していなかったため同文言を削除するもの。

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の要旨

【1】

		【現行】	→	【改正案】
学校医	医師	45,000円		80,000円
	歯科医	45,000円		80,000円
幼稚園医	医師	45,000円		80,000円
	歯科医	45,000円		80,000円
保育園医	医師	45,000円		80,000円
	歯科医	45,000円		80,000円
学校薬剤師		45,000円		70,000円
幼稚園薬剤師		45,000円		70,000円

【2】

別表備考中の「1」の文言を削り、「2」の文言を「1」とする。

施行期日

この条例は令和8年4月1日から施行し、改正後の別表備考の規定は令和7年4月1日から適用する。

愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(平成18年愛荘町条例第44号)新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(単位 円)			(単位 円)		
区分		報酬額	区分		報酬額
学校医	医師	年額 <u>45,000</u>	学校医	医師	年額 <u>80,000</u>
	歯科医	年額 <u>45,000</u>		歯科医	年額 <u>80,000</u>
幼稚園医	医師	年額 <u>45,000</u>	幼稚園医	医師	年額 <u>80,000</u>
	歯科医	年額 <u>45,000</u>		歯科医	年額 <u>80,000</u>
保育園医	医師	年額 <u>45,000</u>	保育園医	医師	年額 <u>80,000</u>
	歯科医	年額 <u>45,000</u>		歯科医	年額 <u>80,000</u>
学校薬剤師		年額 <u>45,000</u>	学校薬剤師		年額 <u>70,000</u>
幼稚園薬剤師		年額 <u>45,000</u>	幼稚園薬剤師		年額 <u>70,000</u>
備考			備考		
<p><u>1 監査委員の識見(有資格者)とは、公認会計士または税理士の資格を有するものをいう。</u></p> <p>2 法令または条例等による各種審議会および委員会等の委員のうち、条例等に定める識見を有するもの等は日額10,000円を上限とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。</p>			<p>1 法令または条例等による各種審議会および委員会等の委員のうち、条例等に定める識見を有するもの等は日額10,000円を上限とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。</p>		

●議案第2号

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する理由

人事院勧告に基づき、令和7年12月24日に公布された「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に準じて関係する条例の一部を改正するもの。

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要旨

■初任給調整手当の改正（第2種の追加）

現行の初任給調整手当を第1種初任給調整手当と改め、新たに第2種初任給調整手当（地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当）を新設する。

■通勤手当の改正

①通勤手当額の削除

条例で定めていた通勤手当額を規則で定めるため、手当額について削除する。

②自動車等の駐車場等に係る通勤手当を新設

1か月あたり5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として、規則で定める額を支給する。

■宿日直手当の改正

①退庁時から引き続いて行われる場合の宿直勤務 6,600円 ⇒ 7,050円

②常直的な宿日直勤務 月額22,000円 ⇒ 月額23,500円

■付則の改正（経過措置期間の短縮）

令和8年度の地域手当の支給割合について、制度完成時の支給割合（4%）まで改定することが人事院勧告で示され、実質的に経過措置の効力がなくなったため、経過措置期間の終期を短縮する。

令和10年3月31日 ⇒ 令和8年3月31日

施行期日

令和8年4月1日

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間および支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)ならびにこれに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2

<u>職員 7,100円</u>	
<u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円</u>	(削る)
<u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円</u>	(削る)
<u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円</u>	(削る)
<u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円</u>	(削る)
<u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円</u>	(削る)
<u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円</u>	(削る)
<u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円</u>	(削る)
<u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円</u>	(削る)
<u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円</u>	(削る)
<u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円</u>	(削る)
(3) (略)	(3) (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号および次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

(新設)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号および第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超え

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円（宿日勤務が執務が行われる時間が勤務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、6,600円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額22,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第31条 技能労務職員の給与は、給料_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項の規定により採用された場合にあつては、扶養手当および退職手当は支給しない。

2 (略)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円（宿日勤務が執務が行われる時間が勤務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、7,050円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額23,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第31条 技能労務職員の給与は、給料、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項の規定により採用された場合にあつては、扶養手当および退職手当は支給しない。

2 (略)

愛荘町職員の給与に関する条例(平成18年愛荘町条例第50号)新旧対照表(付則第5項から第7項関係)

現行	改正後(案)
<p>本則 略</p> <p>付 則(令和7年3月25日条例第9号)</p> <p>(<u>令和10年3月31日</u>までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p>5 切替日から<u>令和10年3月31日</u>までの間における地域手当の月額、新給与条例第14条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>6 町長は、前項の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の割合が<u>令和10年4月1日</u>以降に適用される新たな地域手当の割合への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、地域手当の割合の変更に伴う職員の生活への影響および当該変更に必要な原資を考慮しつつ、地域手当の割合の段階的な変更が行われるようにしなければならない。</p> <p>7～9 略</p> <p>付則別表 略</p>	<p>本則 略</p> <p>付 則(令和7年3月25日条例第9号)</p> <p>(<u>令和8年3月31日</u>までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p>5 切替日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における地域手当の月額、新給与条例第14条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>6 町長は、前項の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の割合が<u>令和8年4月1日</u>以降に適用される新たな地域手当の割合への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、地域手当の割合の変更に伴う職員の生活への影響および当該変更に必要な原資を考慮しつつ、地域手当の割合の段階的な変更が行われるようにしなければならない。</p> <p>7～9 略</p> <p>付則別表 略</p>

●議案第3号

愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)が施行されたことに伴い、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、滋賀県旅費支給条例等に準じ、愛荘町職員の旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第51号)等の一部改正を行うもの。

愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の要旨

- 第1条 愛荘町職員の旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第51号)の一部改正
- 第2条 愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第47号)の一部改正
- 第3条 愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(平成18年愛荘町条例第43号)の一部改正
- 第4条 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年愛荘町条例第22号)の一部改正
- 第5条 愛荘町特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例(平成18年愛荘町条例第44号)の一部改正

第1条関係

県の条例等に準じて次のとおり改める。

旅費種目	改正前	改正後
鉄道賃(急行料金、座席指定料金)	特別急行料金・座席指定料金は片道100km以上、普通急行は片道50km以上	距離要件を廃止(旅行命令権者が公務上の必要性を判断)
車賃	37円/km	20円/km

日当	4 級以上 2,200 円/1 日につき 3 級以下 1,700 円/1 日につき	(廃止)
旅行雑費	(新設)	780 円/1 夜につき
宿泊料	4 級以上 (甲地) 10,900 円 (乙地) 9,800 円 3 級以下 (甲地) 8,700 円 (乙地) 7,800 円	(甲地) 15,600 円 (乙地) 10,800 円
食卓料	4 級以上 2,200 円/1 夜につき 3 級以下 1,700 円/1 夜につき	(廃止)
移転料 扶養親族移転料	職員の赴任に伴う職員および扶養親族の転居費用、交通費等を支給	扶養要件を廃止(同一生計の家族が転居する場合には家族分を支給) 扶養親族移転料は家族移転料に改称
日額旅費	職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行のうち、任命権者が町長に協議して指定するもの	(廃止)

第 2 条関係

愛荘町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、日当および食卓料を廃止し、旅行雑費を新設し、宿泊料を同条例と同額に統一

第 3 条関係

旅費の種類、支給額および支給方法を、愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例(平成 18 年愛荘町条例第 47 号)の

例によるものとし、別表 2 を削除

第 4 条および第 5 条関係

愛荘町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、職務に関する規定を削除

施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の愛荘町職員の旅費に関する条例、愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例、愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例、愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

愛荘町職員の旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第51号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(旅費の種類等)</p> <p>第2条 旅費(本邦内の旅行に限る。)は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当</u>、宿泊料、<u>食卓料</u>、着後手当、移転料および<u>扶養親族移転料</u>とし、それぞれ職種に応じて定める額を支給する。</p> <p>(旅費の計算<u>および支給</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 旅費は、前月分をその月の10日(これらの日が日曜日または休日に当たるときは、その前日)に支給する。</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第4条 鉄道賃は、次により旅客運賃(以下「運賃」という。)、急行料金および座席指定料金について、これを計算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による場合は、<u>次の区分に従う</u>。</p> <p><u>ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急行料金</u></p> <p><u>イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものについては、その乗車に要する急行料金</u></p> <p><u>ウ アおよびイの規定にかかわらず特別の必要によって急行料金を</u></p>	<p>(旅費の種類等)</p> <p>第2条 旅費(本邦内の旅行に限る。)は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>旅行雑費</u>、宿泊料<u> </u>、着後手当、移転料および<u>家族移転料</u>とし、それぞれ職種に応じて定める額を支給する。</p> <p>(旅費の計算<u> </u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>《削る》</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第4条 鉄道賃は、次により旅客運賃(以下「運賃」という。)、急行料金および座席指定料金について、これを計算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による場合は、<u>公務上必要であれば現にその乗車に要した急行料金による</u>。</p>

して宿泊した場合に限り、食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合または船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

《新設》

第10条 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満、陸路25キロメートル未満の旅行については、用務の都合により宿泊した場合を除くほか、その日当は、定額の2分の1に相当する額とする。

2 鉄道、水路および陸路にわたる旅行については、鉄道は4キロメートル、水路は2キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

第11条 在勤地の町内を旅行する場合において、その行程8キロメートル以上または引き続き5時間以上にわたるときは定額の2分の1に相当する日当を、その行程16キロメートル以上または引き続き8時間以上にわたるときは定額の日当を支給する。

2 前項の場合において公用の車、船によったときに支給する日当は、同項の規定する額の各2分の1とする。ただし、その行程24キロメートル以上にわたるときは、この限りでない。

3 前2項の場合 用務の都合によって宿泊した場合は、定額の2分の1に相当する 宿泊料 を支給することができる。

第12条 同一地に滞在する場合の日当および宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超えたときはその超過日

して宿泊した場合に限り _____ 支給する。

3 宿泊料の支給額は、第1項の規定による額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第10条 削除

第11条

在勤地の町内を旅行する場合に用務の都合によって宿泊した場合は、定額の2分の1に相当する旅行雑費および宿泊料を支給することができる。

第12条 同一地に滞在する場合の旅行雑費および宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超えたときはその超過日

数について定額の10分の1、60日を超えたときはその超過日数について定額の10分の2、100日を超えたときはその超過日数について定額の10分の4に相当する額を減額する。

(着後手当および移転料)

第13条 着後手当および移転料は、赴任を命ぜられた者について、次によりこれを計算する。

(1) 着後手当の額は、日当 定額の5日分および新在勤地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額とする。

(2) 移転料の額は、次の区分に従う。

ア 赴任の際扶養親族を随伴する者については、別表に掲げる定額

イ 赴任の際扶養親族を随伴しない者については、別表に掲げる定額の2分の1に相当する額

ウ 赴任の際扶養親族を随伴せず、赴任の後扶養親族を呼び寄せる者については、イの規定によって受けた額に相当する額

(3) (略)

(扶養親族移転料)

第14条 扶養親族移転料は、赴任を命ぜられた者が赴任の際扶養親族を随伴し、または赴任の後扶養親族を呼び寄せる場合に、次によってこれを計算する。

数について定額の10分の1、60日を超えたときはその超過日数について定額の10分の2、100日を超えたときはその超過日数について定額の10分の4に相当する額を減額する。

(着後手当および移転料)

第13条 着後手当および移転料は、赴任を命ぜられた者について、次によりこれを計算する。

(1) 着後手当の額は、旅行雑費定額の5夜分および新在勤地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額とする。

(2) 移転料の額は、次の区分に従う。

ア 赴任の際同一生計の家族を随伴する者については、別表に掲げる定額

イ 赴任の際同一生計の家族を随伴しない者については、別表に掲げる定額の2分の1に相当する額

ウ 赴任の際同一生計の家族を随伴せず、赴任の後同一生計の家族を呼び寄せる者については、イの規定によって受けた額に相当する額

(3) (略)

(家族移転料)

第14条 家族移転料は、赴任を命ぜられた者が赴任の際同一生計の家族を随伴し、または赴任の後同一生計の家族を呼び寄せる場合に、次によってこれを計算する。

(1) 赴任を命ぜられた当時の扶養親族 1人ごとに、その移転の際の年齢に従って次の区分によって算出した額の合計額による。

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃および車賃の全額ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 赴任の後旧任地以外の地から扶養親族 を呼び寄せる者または新任地以外の地に扶養親族 を呼び寄せる者については、特別の事由により許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から起算して6箇月以内に移転する者に限り扶養親族移転料を支給することができる。ただし、この場合の扶養親族移転料の額は、前号の規定による扶養親族移転料の額を超過することはできない。

第15条 赴任を命ぜられた者が、赴任を命ぜられた日の翌日から起算して1年以内に故なく扶養親族 を新任地に呼び寄せなかった場合には、第13条第2号ウの規定による移転料および扶養親族移転料は、これを支給しない。

(1) 赴任を命ぜられた当時の同一生計の家族1人ごとに、その移転の際の年齢に従って次の区分によって算出した額の合計額による。

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃および車賃の全額ならびに旅行雑費、宿泊料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 赴任の後旧任地以外の地から同一生計の家族を呼び寄せる者または新任地以外の地に同一生計の家族を呼び寄せる者については、特別の事由により許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から起算して6箇月以内に移転する者に限り家族移転料を支給することができる。ただし、この場合の家族移転料の額は、前号の規定による家族移転料の額を超過することはできない。

第15条 赴任を命ぜられた者が、赴任を命ぜられた日の翌日から起算して1年以内に故なく同一生計の家族を新任地に呼び寄せなかった場合には、第13条第2号ウの規定による移転料および家族移転料は、これを支給しない。

(日額旅費)

第18条 職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行のうち、任命権者が町長に協議して指定するものについては、第2条に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する。

2 日額旅費の額、支給条件および支給方法は、任命権者が町長に協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第2条に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

付 則

(経過措置)

3 県内の旅行に係る旅費に限り、第2条に定める日当については、当分の間支給しないものとする。ただし、駐車場を借り上げた場合は、その駐車料を支給するものとする。

別表(第9条、第13条関係)

その1 日当、宿泊料および食卓料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
		甲地	乙地	
4級以上の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
3級以下の職務にある者	1,700円	8,700円	7,800円	1,700円

第18条 削除

付 則

(経過措置)

《削る》

別表(第9条、第13条関係)

その1 旅行雑費および宿泊料

区分	旅行雑費(1夜につき)	宿泊料(1夜につき)
甲地	780円	15,600円
乙地	780円	10,800円

備考 宿泊料の欄中「甲地」とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち町長が定める地域その他これらに準ずる地域で町長が定めるものをいい、「乙地」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地に宿泊したものとみなす。

備考 宿泊料の欄中「甲地」とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち町長が定める地域その他これらに準ずる地域で町長が定めるものをいい、「乙地」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地に宿泊したものとみなす。

愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>付 則</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 県内の旅行に係る費用弁償に限り、第3条に規定する別表第2に定める日当については、当分の間支給しないものとする。ただし、駐車場を借り上げた場合は、その駐車料を支給するものとする。</u></p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(平成23年1月1日から平成23年3月31日までの給料月額に関する特例措置)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>8</u> (略)</p>	<p>付 則</p> <p>《削る》</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(平成23年1月1日から平成23年3月31日までの給料月額に関する特例措置)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(給料月額 of 暫定減額措置)</p> <p><u>7</u> (略)</p>

(給料月額 of 暫定減額措置)

9 (略)

(給料月額 of 暫定減額措置)

10 (略)

別表第2(第3条関係)

鉄道賃および船賃・航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1回につき)
			甲地	乙地	
現に支払った運賃	円 37	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 2,600

甲地、乙地は職員の旅費に関する条例による。

(給料月額 of 暫定減額措置)

8 (略)

(給料月額 of 暫定減額措置)

9 (略)

別表第2(第3条関係)

鉄道賃および船賃・航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	旅行雑費(1夜につき)	宿泊料(1夜につき)	
			甲地	乙地
現に支払った運賃	円 20	円 780	円 15,600	円 10,800

甲地、乙地は職員の旅費に関する条例による。

愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(平成18年愛荘町条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）					
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 <u>議員が招集に応じ、もしくは委員会に出席するため旅行したとき</u> <u>または公務のため旅行したとき</u>は、費用弁償として<u>別表第2に定める額</u> を支給する。</p> <p>《新設》</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第7条 <u>費用弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例によ</u> <u>る。</u></p> <p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>県内の旅行に係る費用弁償に限り、第6条に規定する別表第2に定める</u> <u>日当については、当分の間支給しないものとする。ただし、駐車場を</u> <u>借り上げた場合は、その駐車料を支給するものとする。</u></p> <p>(議員報酬月額の暫定減額措置)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第2(第6条関係)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 <u>議長、副議長および議員が職務の</u> <u>_____</u>ため旅行したとき <u>_____</u>は、費用弁償として<u>旅費</u> を支給する。</p> <p>2 <u>旅費の種類、支給額および支給方法は、愛荘町特別職の職員で常勤の</u> <u>ものの給与および旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第47号)の例</u> <u>による。</u></p> <p>《削る》</p> <p>付 則</p> <p>《削る》</p> <p>(議員報酬月額の暫定減額措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>《削る》</p>					
<table border="1"> <tr> <td>鉄道賃</td> <td>車賃(1キロメ</td> <td>日当(1日に</td> <td>宿泊料(1夜に</td> <td>食卓料(1夜</td> </tr> </table>	鉄道賃	車賃(1キロメ	日当(1日に	宿泊料(1夜に	食卓料(1夜	
鉄道賃	車賃(1キロメ	日当(1日に	宿泊料(1夜に	食卓料(1夜		

船賃	一トルにつき)	つき)	つき)	につき)	
愛荘町職員の旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第51号)の規定により旅費支給を受ける例による。	37円	2,600円	乙	11,800円	2,600円
			地		
			甲	13,100円	
			地		

愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(平成18年愛荘町条例第44号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号以外の特別職の職員に支給する額は、<u>一般職の職員の上級職員</u>の例による。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第5条 費用弁償の支給方法は、<u>一般職の職員</u>に対する旅費支給の例による。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号以外の特別職の職員に支給する額は、<u>職員に対する旅費支給</u>の例による。</p> <p>(費用弁償の支給方法)</p> <p>第5条 費用弁償の支給方法は、<u> </u>職員に対する旅費支給の例による。</p>

●議案第4号

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する理由

国民健康保険制度は、平成30年度以降、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととされ、滋賀県内市町の医療給付費、後期高齢者支援金および介護納付金等を滋賀県が支払い、県全体に交付される公費や市町からの納付金はその財源に充てられている。また、県において令和9年度での県下保険料（税）水準の統一を目標とされている。

今般、令和8年度の国民健康保険税の税率について、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対し諮問し、滋賀県から示された令和8年度における納付金の決定額等を基に示された答申に基づき税率の改正を行う。

なお、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」の施行により、令和8年度以降の課税額に子ども・子育て支援納付金分を新たに追加することから、その税率についても規定する。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

今回の改正は、基礎課税分（医療分）の所得割税率、均等割額および平等割額の引上げを行う。また、子ども・子育て支援納付金分（子ども分）の追加を行う。

滋賀県保険料（税）率統一に向けた税率の検討を踏まえ、県が示した標準保険税率に近づけた税率に見直す。

○基礎課税分（医療分）

関係条項	項目	現行税率	改正税率	摘要
第3条第1項	所得割	6.56%	6.72%	0.16% 引上げ
第5条	均等割（1人当たり）	27,000円	29,000円	2,000円 引上げ
第5条の2	平等割（1世帯当たり）	18,000円	19,000円	1,000円 引上げ

○子ども・子育て支援納付金分（子ども分）

関係条項	項目	税率	摘要
第9条の4	所得割	0.25 %	《新設》
第9条の5	均等割（1人当たり）	1,150 円	《新設》
第9条の6	18歳以上均等割 （1人当たり）	77 円	《新設》
第9条の7	平等割（1世帯当たり）	769 円	《新設》

○後期高齢者支援金分（支援分） 据え置きのため改正なし

○介護納付金分（介護分） 据え置きのため改正なし

第21条(国民健康保険税の減額)

改正内容：基礎課税分についての、第1項（均等割および平等割の7・5・2割軽減）および第2項（均等割の未就学児の軽減）の額を変更する。

基礎課税分（医療分）・・・軽減する額

	関係条項	項目	現行	改正	参考(軽減後)
7 割 軽 減	第1項第1号ア	均等割 （1人当たり）	18,900 円	20,300 円	8,700 円
	第2項第1号ア		4,050 円	4,350 円	4,350 円
	第1項第1号イ	平等割 （1世帯当たり）	12,600 円	13,300 円	5,700 円

5割軽減	第1項第2号ア	均等割 (1人当たり)	13,500円	14,500円	14,500円
	第2項第1号イ		6,750円	7,250円	7,250円
	第1項第2号イ	平等割 (1世帯当たり)	9,000円	9,500円	9,500円
2割軽減	第1項第3号ア	均等割 (1人当たり)	5,400円	5,800円	23,200円
	第2項第1号ウ		10,800円	11,600円	11,600円
	第1項第3号イ	平等割 (1世帯当たり)	3,600円	3,800円	15,200円
軽減なし	第2項第1号エ	均等割 (1人当たり)	13,500円	14,500円	14,500円

施行期日等

(施行期日) この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分) 改正後の新条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

《新設》

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項

健康保険事業費納付金の納付に要する費用(滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2

の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.56を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において、「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、 および第21条第1項において同じ)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、 および第21条第1項において同じ。)以外の世帯 18,000円

項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.72を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において、「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7および第21条第1項において同じ)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7および第21条第1項において同じ。)以外の世帯 19,000円

(2) 特定世帯 9,000円

(3) 特定継続世帯 13,500円

《新設》

《新設》

《新設》

《新設》

(国民健康保険税の減額)

(2) 特定世帯 9,500円

(3) 特定継続世帯 14,250円

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,150円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について77円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 769円

(2) 特定世帯 384円

(3) 特定継続世帯 576円

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の

合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1
8,900円とする。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 12,600円

(イ) 特定世帯 6,300円

(ウ) 特定継続世帯 9,450円

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1

合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2
0,300円とする。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 13,300円

(イ) 特定世帯 6,650円

(ウ) 特定継続世帯 9,975円

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1

3,500円とする。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 9,000円

(イ) 特定世帯 4,500円

(ウ) 特定継続世帯 6,750円

ウ～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,400円とする。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(イ) 特定世帯 1,800円

4,500円とする。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 9,500円

(イ) 特定世帯 4,750円

(ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,800円とする。

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 2,700円

ウ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円

付 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条 および第21条の規定の適用に

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

ウ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,350円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,500円

付 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4 および第21条の規定の適用に

については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山

については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4 および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山

林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に

林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に

規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 および 第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を

規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を

有する場合における第3条、第6条、第8条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条および第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、

有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条および第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、

「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条および第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4 および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条および第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施の伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施の伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施の伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4 および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施の伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特

定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条 および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施の伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4 および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施の伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

令和8年度国保税率および基金運用等について

(1)愛荘町国民健康保険税率の見直しについて

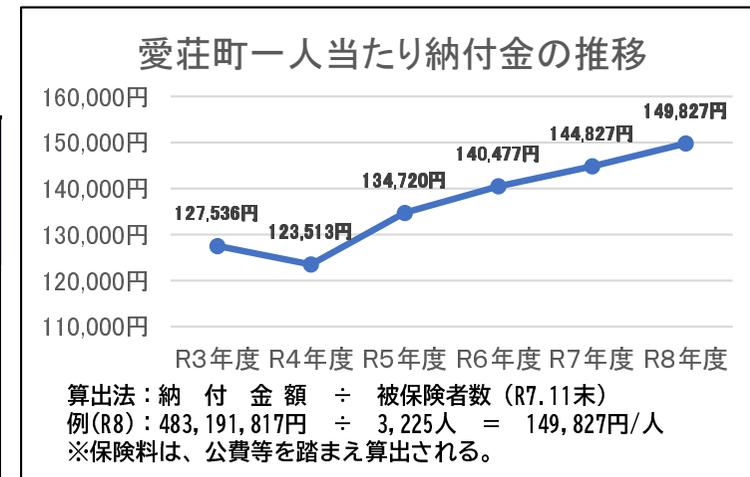
- 令和7年10月20日（月）・・・町長から会長に対して、保険税率の見直しについて諮問
- 令和8年 2月 5日（木）・・・会長から町長に対して、保険税率の見直しについて答申

(2)答申について（抜粋）

- 令和8年度の県への納付額は約4億8千3百万円であり令和7年度と比較すると約598万円増額（約1.2%）。
- また、子ども・子育て支援納付金制度創設等に伴い、一人当たりが負担する納付金も増額。
- 県の統一標準保険料（税）と町の現行税率による保険税を比較すると、約18,000円の差額。
（県：137,864円/人 町：119,496円/人）



令和9年度の保険料（税）水準統一を見据え、急な負担を被保険者に強いることがないよう令和7年度に引き続き、段階的に国保税率を引き上げる。



区分	医療分		後期支援分		介護分		子ども分	
	現行税率	答申税率	現行税率	答申税率	現行税率	答申税率	現行税率	答申税率
所得割	6.56%	6.72%	2.53%	据え置き	2.11%	据え置き		0.25%
均等割 1人当たり	27,000円	29,000円	10,000円	据え置き	11,000円	据え置き		1,227円
平等割 1世帯当たり	18,000円	19,000円	8,000円	据え置き	6,000円	据え置き		769円

	賦課総額	一人当たり 保険税
現行税率	346,216,240円	107,354円
答申税率	364,897,642円	113,147円
差額	18,681,402円	5,793円

被保険者数が3,225人（R7.11末）であるため、単純に一人当たり約5,793円の増額。

※実際は、世帯構成や所得によって異なる。

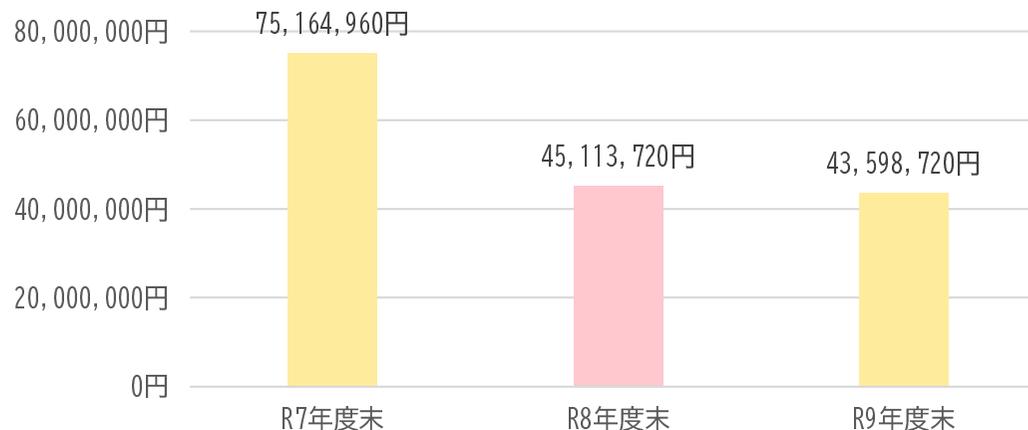
令和8年度国保税率および基金運用等について

(3)資産（基金＋繰越金）残高の推移について

- ・ 令和6年度末 ⇒ 資産残高：112,327,960円
- ・ 令和7年度 ⇒ 取崩予定：37,163,000円
- ・ 令和8年度 ⇒ 取崩予定：30,051,240円
- ・ 令和9年度 ⇒ 取崩予定：1,515,000円

国保税の急上昇抑制のため、納付金に活用

資産(基金+繰越金)残高の推移



(4)被保険者へのインセンティブ（還元について）

➤ 基金の新たな活用として、被保険者の健康増進の観点から後期高齢者医療制度移行前の74歳の人間ドック費用の助成金を下記のとおり令和8年度から一律20,000円増額する。それ以外の方も令和7年度と同様の助成を継続する。

【人間ドック費用額・助成額】

年度	日帰 助成額	脳 助成額	脳+日帰 助成額	脳+一泊 助成額	一泊 助成額
平均費用	40,000円	40,000円	65,000円	100,000円	65,000円
R7 助成額	20,000円	20,000円	30,000円	45,000円	30,000円
R8 助成額 (74歳のみ)	40,000円	40,000円	50,000円	65,000円	50,000円

【事業見込額】

増額前 ⇒ 事業見込総額：7,775,000円

増額後 ⇒ 事業見込総額：8,515,000円

※740,000円の増 基金活用



令和8年(2026年)2月5日

愛荘町長 有村 国知 様

愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議
会長 宇野 久七郎



愛荘町国民健康保険税率の見直しについて (答申)

本協議会は、令和7年10月20日付け愛住第1731号で諮問のあった、愛荘町国民健康保険税率の見直しについて、事務局から詳細な説明を受け、審議を行い、意見集約ができましたので、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり当協議会としての意見を付して答申いたします。

記

1 愛荘町国民健康保険税率の見直しについて

今回の見直しについての審議の過程で検証・検討した主な点は、

- (1) 国保会計収支見通しと基金残高
- (2) 納付金の算定
- (3) 医療給付費等の推移
- (4) 収納状況
- (5) 税率変更による一人当たりの賦課額の変動
- (6) 税率変更により所得階層別世帯(モデル世帯)に与える影響

令和8年1月9日に滋賀県が示した令和8年度の愛荘町の納付金額は、令和7年度と比較して約598万円の増額となりました。子ども・子育て支援納付金制度創設等に伴い一人当たり納付金も増額となります。また、県が示す一人当たり統一標準保険料と愛荘町一人当たり保険税を比較すると約18,000円の差があり、現行税率では賄うことはできない状況となります。

委員からは、「令和9年度の保険料(税)水準の統一を見据えて、被保険者に急激な負

担を強いることがないよう、令和7年度に続き令和8年度も基金を活用しながら税率を上げたほうが良いのではないか。」などの意見が述べられました。

当協議会は、これらの意見を集約し、国保財政の健全な運営を維持するためには、税率の引き上げはやむを得ないものとの結論に至りました。

税率については次表のとおり

区分	医療分		後期支援分		介護分		子ども分	
	現行 税率	答申 税率	現行 税率	答申 税率	現行 税率	答申 税率	現行 税率	答申 税率
所得割 (%)	6.56	6.72	2.53	据え置き	2.11	据え置き		0.25
均等割 (円) 1人当たり	27,000	29,000	10,000	据え置き	11,000	据え置き		1,227 〔内18歳以上〕 均等割 77
平等割 (円) 1世帯当たり	18,000	19,000	8,000	据え置き	6,000	据え置き		769

2 付帯意見

当協議会は、国民健康保険事業の健全な運営をするため、次のとおり意見を付す。

- (1) 保険税率の改定について、被保険者への説明を十分に行われたい。
- (2) 毎年度、県に支払う納付金の額および標準保険料率は変動するものであるので、その都度、当協議会で協議し、その意見や結論は尊重されたい。
- (3) 受益と負担の公平性の確保や安定した財政運営を確保するため、引き続き収納対策を最重点に取り組まれたい。
- (4) 被保険者の健康の保持増進と疾病予防の観点から、人間ドック費用の助成を継続されるとともに、引き続き基金活用についての検討を継続されたい。
- (5) 県の統一化の動向を注視し、当協議会に情報提供されたい。

●議案第5号

愛荘町消防団条例の一部を改正する理由

総務省消防庁長官通知より「非常勤消防団員の報酬等の基準」において、年間報酬額と出動報酬額の標準額を定めたところ。愛荘町消防団については、年間報酬については標準額以上を満たしているものの、出動報酬については、標準額を満たしておらず、標準額に合致するものへと変更するため、令和8年4月1日を施行日とし改正する。

愛荘町消防団条例の一部を改正する要旨

(報酬)

①第13条関係

- (1) 団長 年額 180,000円から130,000円に引き下げる。
- (2) 副団長 年額 140,000円から85,000円に引き下げる。
- (3) 分団長 年額 120,000円から60,000円に引き下げる。
- (4) 副分団長 年額 100,000円から55,000円に引き下げる。
- (5) 部長 年額 90,000円から50,000円に引き下げる。
- (6) 機関班長 年額 80,000円から45,000円に引き下げる。
- (7) 機関団員 年額 70,000円から36,500円に引き下げる。
- (8) 班長 年額 60,000円から36,500円に引き下げる。
- (9) 団員 年額 50,000円から36,500円に引き下げる。

(費用弁償)

②第14条関係

愛荘町職員の旅費に関する条例と整合性を図るとともに、出動形態に応じた適正な費用弁償の支給とするため、条例を改正するもの。

区分	改正前	改正後
出張時の支給基準	・団長・副団長：8級相当 ・その他の団員：5級相当	—

出動時の取扱い	愛荘町消防団条例 9 条の出動に対し、愛荘町職員の旅費に関する条例の基準を準用。	別表（第 1 4 条関係）に定める額を支給。
---------	--	------------------------

③別表（第 1 4 条関係） 【追加】

区分	費用弁償(1時間当たり)	上限額(1日当たり)
水火災招集	1,000円	8,000円
警戒招集	1,000円	8,000円
訓練招集	1,000円	4,000円
その他の招集	1,000円	4,000円

施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

愛荘町消防団条例(平成18年愛荘町条例第137号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、次により報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>180,000円</u></p> <p>(2) 副団長 年額 <u>140,000円</u></p> <p>(3) 分団長 年額 <u>120,000円</u></p> <p>(4) 副分団長 年額 <u>100,000円</u></p> <p>(5) 部長 年額 <u>90,000円</u></p> <p>(6) 機関班長 年額 <u>80,000円</u></p> <p>(7) 機関団員 年額 <u>70,000円</u></p> <p>(8) 班長 年額 <u>60,000円</u></p> <p>(9) 団員 年額 <u>50,000円</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>団員が公務のため出張した場合、および第9条に定める出動の場合、愛荘町職員の旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第51号)を準用し、団長、副団長については8級相当職、その他の団員については5級相当職とみなす費用弁償を支給する。ただし、水火災その他の災害による出動については、これを支給しない。</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、次により報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>130,000円</u></p> <p>(2) 副団長 年額 <u>85,000円</u></p> <p>(3) 分団長 年額 <u>60,000円</u></p> <p>(4) 副分団長 年額 <u>55,000円</u></p> <p>(5) 部長 年額 <u>50,000円</u></p> <p>(6) 機関班長 年額 <u>45,000円</u></p> <p>(7) 機関団員 年額 <u>36,500円</u></p> <p>(8) 班長 年額 <u>36,500円</u></p> <p>(9) 団員 年額 <u>36,500円</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>団員には、次により費用弁償を支給する。</u></p>

(1) 団員が公務のため出張した場合、愛荘町職員の旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第51号)を準用した額

(2) 団員が第9条に定める出動の場合、別表に定める額

別表(第14条関係)

<u>区分</u>	<u>費用弁償(1時間あたり)</u>	<u>上限額(1日あたり)</u>
<u>水火災招集</u>	<u>1,000円</u>	<u>8,000円</u>
<u>警戒招集</u>	<u>1,000円</u>	<u>8,000円</u>
<u>訓練招集</u>	<u>1,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>その他の招集</u>	<u>1,000円</u>	<u>4,000円</u>

●議案第6号

愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する理由

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による「住民基本台帳法」の一部改正により、平成27年12月で全ての住民基本台帳カードの発行が終了しました。これに伴い、令和7年12月31日をもって全ての住民基本台帳カードが有効期限を迎え、その効力を失ったため、この条例を廃止するものです。

施行期日

公布の日

●議案第7号

愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する理由

道路法施行令の一部改正（公布：令和7年12月26日）に伴い、令和8年4月1日施行の市町村における民間地価水準（固定資産税評価額）および地価に対する賃料の水準の変動等を反映したものに見直しが行われたことから、政令に準じて愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正するもの。

愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の趣旨

道路法施行令の一部改正により、占用料の額が固定資産税評価額の評価替えおよび地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改正が行われた。

そのことにより、別表に定めている占用料の額を改正するもの。

施行期日

令和8年4月1日

愛荘町道路占用料徴収条例(平成23年愛荘町条例第14号)新旧対照表

現行				改正後 (案)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件の種類		単位	占用料	占用物件の種類		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570円</u>	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	<u>670円</u>
	第2種電柱		<u>870円</u>	第1項第1	第2種電柱		<u>1,000円</u>
	第3種電柱		<u>1,200円</u>	号に掲げ	第3種電柱		<u>1,400円</u>
	第1種電話柱		<u>510円</u>	る工作物	第1種電話柱		<u>600円</u>
	第2種電話柱		<u>810円</u>		第2種電話柱		<u>960円</u>
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>		第3種電話柱		<u>1,300円</u>
	その他の柱類		<u>51円</u>		その他の柱類		<u>60円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>6円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>3円</u>	地下に設ける電線その他の線類	<u>4円</u>		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490円</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>590円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>300円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>360円</u>	
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000円</u>	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	<u>1,200円</u>	
郵便差出箱および信書便差	<u>420円</u>		郵便差出箱および信書便差	<u>500円</u>			

	出箱				出箱		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>25円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>36円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>54円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>72円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>140円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>250円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>360円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>720円</u>

法第32条 第1項第3 号に掲げ る施設	自動 運行 補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に 規定 する 自動 運行 装置 によ る検 知の 対象 とし て設 置す る導 線そ 他の 導線	地下に設けるも の		<u>3円</u>	法第32条 第1項第3 号に掲げ る施設	自動 運行 補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に 規定 する 自動 運行 装置 によ る検 知の 対象 とし て設 置す る導 線そ 他の 導線	地下に設けるも の		<u>4円</u>
		法第2 条第2 項第5 号に 規定 する 自動 運行 装置 によ る検 知の 対象 とし て設 置す る導 線そ 他の 導線	その他のもの		<u>10円</u>			法第2 条第2 項第5 号に 規定 する 自動 運行 装置 によ る検 知の 対象 とし て設 置す る導 線そ 他の 導線	その他のもの		<u>12円</u>
		道路の構造または交通 の状況を表示する標示 柱その他の柱類	1本につき1本		<u>810円</u>			道路の構造または交通 の状況を表示する標示 柱その他の柱類	1本につき1本		<u>960円</u>

		その 他の もの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>510円</u>			その 他の もの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>600円</u>																		
			地下に設けるもの		<u>300円</u>				地下に設けるもの		<u>360円</u>																		
		その 他の もの			<u>1,000円</u>			その 他の もの			<u>1,200円</u>																		
法第32条第1項第4号に掲げる施設					<u>1,000円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設					<u>1,200円</u>																		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		地下街および地下室		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		地下街および地下室		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		地下街および地下室		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		地下街および地下室		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		地下街および地下室		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			上空に設ける通路	<u>900円</u>				上空に設ける通路	<u>950円</u>																				
			地下に設ける通路	<u>540円</u>				地下に設ける通路	<u>570円</u>																				
	その他のもの	<u>1,000円</u>	その他のもの	<u>1,200円</u>																									
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき	1日	<u>18円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき	1日	<u>19円</u>																		
	その他のもの			1月	<u>180円</u>		その他のもの			1月	<u>190円</u>																		

道路法 施行令 (昭和2 7年政 令第47 9号。以 下「政 令」と いう。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設ける もの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	<u>180円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>1,800円</u>
	標識		1本につき1年	<u>810円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	<u>18円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>180円</u>
	幕(政令第7条 第4号に掲げる 工事用施設で あるものを除 く。)	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	<u>18円</u>
		その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	<u>180円</u>
		アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月
		その他のもの		<u>900円</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>1,000円</u>
	政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.031</u> を乗じ て得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設お よび同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メ ートルにつき1月	<u>180円</u>

道路法 施行令 (昭和2 7年政 令第47 9号。以 下「政 令」と いう。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設ける もの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	<u>190円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>1,900円</u>
	標識		1本につき1年	<u>960円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	<u>19円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>190円</u>
	幕(政令第7条 第4号に掲げる 工事用施設で あるものを除 く。)	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	<u>19円</u>
		その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	<u>190円</u>
		アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月
		その他のもの		<u>950円</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メ ートルにつき1年	<u>1,200円</u>
	政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.034</u> を乗じ て得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設お よび同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メ ートルにつき1月	<u>190円</u>

政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			100円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			120円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに0.018を乗じて得た額
	段数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額			段数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	段数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			段数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	段数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			段数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額

政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	て得た額 Aに0.015を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	て得た額 Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額	政令第7条第14号に掲げる施設及び第1		Aに0.034を乗じて得た額

	て得た額	5号に掲げる施設	て得た額
<p>注</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下注1において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下注2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p> <p>6 表示面積、占用面積、もしくは占用物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、またはこ</p>		<p>注</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下注1において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下注2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p> <p>6 表示面積、占用面積、もしくは占用物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、またはこ</p>	

これらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 7 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とするものとする。

これらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 7 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とするものとする。